

「犬猫の返還・譲渡の促進」に係る取組み

項目	内容
野良犬・野良猫の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・ まずは、終生飼養の検討が可能な頭数まで野良犬・野良猫の引取り数を減らすことが重要である。現時点では、「野良犬・野良猫を削減するための取組み（資料3）」を着実に実行する。
動物愛護団体との連携の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き団体譲渡を積極的に行うとともに、団体の登録数を増やすことに努める。また、定期的な会合を設けるなど、動物愛護団体との連携強化を図る。 ・ 団体譲渡を効率的に行い、これを継続するため、一般住民への譲渡が難しい野良犬・野良猫の団体への譲渡は慎重に検討する。
収容施設の改修	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県動物愛護センターには、迷い犬・譲渡用の成犬を個別に収容する施設がないが、返還・譲渡を促進するためには、個別収容施設は必要である。 ・ 県動物愛護センターは昭和 55 年に建設されてから 34 年が経過し、施設面で多くの問題点を抱える老朽化した建物であることから、施設について必要な改修を行い、殺処分ではなく、譲渡を促進する魅力的な施設にしていく必要がある。
返還・譲渡の啓発強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県動物愛護センターが犬猫の譲渡を行っていることを知らない県民が多いので、専門業者に委託して県民にわかりやすく注目してもらえるポスター・チラシを作成する。また、新たな飼主に貰われやすくなるよう、ホームページの譲渡情報の充実に努める。 ・ 迷い犬・迷い猫を減らすため、所有者明示（犬鑑札・名札、マイクロチップ）の啓発に努める。